

ファンライフ宮崎

5. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合、サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に麻じた額によるものとします。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えたサービス利用は超えた額の全額が自己負担となります。

*訪問介護（要介護 1 ～ 5）の場合

〔身体介護〕

	30分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間から 1時間30分未満	1時間30分以上、 30分増すごとに
1割負担	165単位(円)	248単位(円)	391単位(円)	575単位(円)	+83単位(円)
2割負担	330単位(円)	496単位(円)	782単位(円)	1,150単位(円)	+166単位(円)

〔身体介護に続いて生活援助を行った場合〕

	20分以上	45分以上	70分以上
1割負担	66単位(円)	132単位(円)	198単位(円)
2割負担	132単位(円)	264単位(円)	396単位(円)

〔生活援助〕

	20分未満	20分以上 45分未満	45分以上
1割負担	—	181単位(円)	223単位(円)
2割負担	—	362単位(円)	446単位(円)

- * 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。
- * 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と、同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合、初回加算をいただきます。
初回加算：1割負担 200単位(円)・2割負担 400単位(円)（自己負担額は介護保険負担割合証による）
- * 当事業所では、特定事業所加算（1）の適用があります。1回につき20%を乗じた単位数を加算させていただきます。
- * 当事業所では、当事業所と同一敷地内又は隣接敷地内の建物に居住する利用者に対し、所定単位数の85%に相当する単位数を算定します。
- * 当事業所では、介護職員処遇改善加算（1）の適用があり、1ヶ月の実績合計単位数に13.7%を乗じた単位数を算定させていただきます。
- * 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- * やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。
- * 通院介助、薬とりなどサービス提供にともなう訪問介護員の交通費や買い物代金は、利用者がその場でお支払ください。

(2) 交通費

前記2の（1）の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。通常の事業の実施地域（宮崎市）を越えて行うサービスに要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ・通常の事業の実施地域を越えた地点から1kmにつき 100円